



千葉労働局発表  
平成 25 年 10 月 15 日  
14 時解禁

【照会先】  
千葉労働局職業安定部職業対策課  
課長 香取 正昭  
課長補佐 若林 正一  
(代表電話)043-221-4391(内線 3760)

報道関係者 各位

### 中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表

雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金については、不正受給を防止するため、平成 22 年 11 月 1 日から、不正受給を行った事業主を公表することとしたところであるが、今般、下記の事業主について、中小企業緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認されたので、公表することとする。

#### 記

事業主	名称	熊谷不動産 株式会社
	代表者氏名	代表取締役 熊谷秀明
事業所	名称	熊谷不動産 株式会社
	所在地	千葉県市川市新田 5-7-16
	概要	宅地建物取引業、不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用
不正受給の概要	金額	¥507,910円
	内容	事業活動を示す指標（売上高）を偽って作成し、助成金を不正に受給したことが労働局の行った調査によって明らかになったもの。

## ☆ 制度の説明

### 1 雇用調整助成金制度

雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等を実施する事業主の方に対して、休業手当、賃金の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としている。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降「中小企業緊急雇用安定助成金」は、「雇用調整助成金」に統合された（助成金の仕組みは今までと同様）。

### 2 主な支給要件

- ・最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること。
- ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。

### 3 助成金の支給額

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の、雇用調整助成金は 1/2（中小企業は 2/3）。ただし、1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 25 年 8 月 1 日時点で 7,830 円）が限度となる。

教育訓練を実施した場合は、訓練費として 1 人 1 日当たり雇用調整助成金は事業所外訓練 2,000 円（中小企業 3,000 円）、事業所内訓練 1,000 円（中小企業 1,500 円）を加算する。